

警察庁との委任状に関する申し合わせ事項について

本申し合わせは、令和2年4月よりスタートする新車新規OSS申請の資格者代理人フローに関するもの。

申し合わせ事項

- 委任状には、委任する手続きとして「保管場所証明申請」又は「車庫証明」と明記すること^{※1}。
- 訂正に関する事項も委任する場合は、委任事項に「訂正に関する事項」と明記すること^{※2}。
- 委任状の受任者欄と、OSSの連絡先氏名が合致するようにすること。
- 委任状に不備があり、指導補正が行われた場合、期限内に補正すること。補正されない場合はOSS利用規約にのっとり、却下となるので注意すること。
- 現状の運用で、保管場所証明申請で委任状を不要としている都道府県警察に対する申請であっても、本OSS申請の場合は、原則として委任状を添付すること。添付がなく指導補正もなされない場合は却下となるので注意すること。
- 本運用はOSSに限定した運用であるので、通常の窓口申請の場合は各都道府県警察の運用要領によること^{※3}。

注意事項

- ※1 保管場所証明申請に係る委任であることが分かるものにする。
- ※2 訂正については、申請者が本来作成すべき書類に限る。
- ※3 窓口での申請の場合は、委任状のFAXやメール等の電子データでの受理はしない。